

## トールフリー0120/0800 サービス契約約款

施行 令和 6年 8月 19 日

IP電話プラットフォームサービス事務局

IP 電話プラットフォームサービス事務局(以下、「当社」といいます。)は、「クラウド PBX エリア」並びに「エリアひかり電話」サービス(以下「IP 電話プラットフォームサービス等」といいます。)に規定する「クラウド PBX エリア」並びに「エリアひかり電話」電話サービスに関する契約約款(以下、「エリア契約約款」といいます。)の附帯サービスとして、トールフリー0120/0800 サービス(以下、「本サービス」といいます。)を以下の条件で提供します。

### 1. (提供条件)

1)NTT 東日本/西日本の提供する(以下、「NTT 東西」といいます。)ひかり電話オフィス A の固定電話番号を SIP-SIP 接続で取り扱う IP 電話プラットフォームサービス等 ハイブリッド クラウド PBX サービスをご利用の場合は、NTT 東西の 0120/0800 で始まる電話番号にかかってきた通話料を、着信側でご負担いただける「ひかり電話 フリーアクセス・ひかりワイド」サービスとなります。

NTT 東西の提供する、ひかり電話 フリーアクセス・ひかりワイドサービスに関する契約約款(「音声利用IP通信網サービス契約約款」)の規定を準用します。

2)本サービスの契約が可能な回線は、IP 電話プラットフォームサービス等 をご利用の契約者回線のうち、電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 1 号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号で当社が付与する 本サービス用の 03 番号または 050 番号(以下、「本サービス用 03 番号または 050 番号」といいます。)を利用するものに限りです。

3)当社は、本サービス用の着信課金用電話番号として 0120 番号または 0800 番号(以下、「トールフリー番号」といいます。)を付与します。

4)本サービスの利用には、トールフリー番号 1 つにつき、裏番号として IP 電話プラットフォームサービス等で着信にのみに利用可能な本サービス用 03 番号または 050 番号が1つ、当該トールフリー番号を割り当てるクラウド PBX エリア サービスのユーザーアカウントが 1 つ必要です。

※本サービス用03番号は本サービスの契約回線が23区内で利用するものに限りです。

※本サービス用050番号は本サービスの契約回線が全国で利用するものに限りです。

5)当社が提供するトールフリー番号および本サービス用 03 番号または 050 番号に対して発信可能な事業者・回線サービスは、KDDI 株式会社のフリーコール DX(<http://www.kddi.com/business/cloud-network-voice/voice/free-call-dx/circuit/>)に準じておりますので、通信事業

「クラウド PBX エリア®」 「エリアひかり電話®」 は商標又は登録商標です。

者または回線種別によっては、着信できない場合があります。

また、トールフリー番号への国際電話からの着信はできません。

提供サービスにて、KDDI カスタムコントロールサービスは提供できません。

タウンページ・ハローページへの番号掲載や、「104」での番号案内もできません。

※ タウンページ・ハローページは NTT の登録商標です。

- 6) 当社が提供するトールフリー番号(特定番号通知)から発信可能な番号は、KDDI 光ダイレクトの接続可否番号一覧([http://media3.kddi.com/extlib/files/business/ip\\_phone/pdf/ichiran.pdf](http://media3.kddi.com/extlib/files/business/ip_phone/pdf/ichiran.pdf))に準じます。ただし、緊急通報用電話番号(110 番、119 番、118 番)や3桁特番への発信はできません。(特定番号通知から0120番/0800番、0570番への発信は、本サービス用03番号は発信できますが、本サービス050番号では発信できません。)

・本サービス用 03 番号は、KDDI 光ダイレクト 0AB~J 番号の列を、本サービス用 050 番号は、KDDI 光ダイレクト 050 番号の列が可否番号です。  
・本サービス用 03 番号を利用する発信では、0120+6 桁番、0800+6 桁番、0570+6 桁番への発信ができますが、本サービス用 050 番号を利用する発信では、0120+6 桁番、0800+6 桁番、0570+6 桁番への発信はできません。

- 7) 本サービスの利用期間は、最低 6 ヶ月(以下、「最低利用期間」といいます。)とします。

最低利用期間内に解約した場合は、残余期間の月額基本料を支払うものとします。

- 8) 解約した場合、一定期間を経過せずに同じ番号での再利用はできません。

- 9) 番号ポータビリティ(ご利用中の 0120 または 0800 番号をトールフリー番号へ移転)

の場合、KDDI 株式会社の 0120 または 0800 番号はトールフリー番号へ

移転することができません。番号ポータビリティは他事業者間で可能なサービスである為

KDDI 間での契約変更はできません。

## 2. (料金)

- 1) 料金詳細は、IP 電話プラットフォームサービス等 の料金表でご確認下さい。

- 2) 月額利用料金の日割り計算は行ないません。

- 3) 通話料明細は以下の着信通話種別ごとの合計額を請求書に記載します。

固定電話番号からの通話料、携帯電話、PHS 番号への通話料、ナビダイヤル等への通話料

- 4) 公衆電話からの通話 45 円(税抜き)/1分と高額の為、許容しないを標準としております。

## 3. (料金支払方法等)

- 1) 本サービスの利用料金の支払方法は、ご契約の IP 電話プラットフォームサービス等 の支払方法と同様とします。

①前1)の定めにかかわらず、当社都合により、本サービスの利用料金の支払方法を、当社指定口座へ振り込まれた前受金からの引落としとすることがあります。

②前①の場合、初回振込料金(前受金)は、トールフリー番号 1 つにつき、5 万円以上となります。

③前受金額の 7 割を利用された時点で、当社から請求書を発行し、契約者は追加の前受金を支払

うものとしてします。

④請求書の発行日より起算して5営業日以内に前受金のお支払いがなかった場合、当社は本サービスを停止することができるものとしてします。

⑤前受金は、本サービスの解約時に利用料金を精算し返還するべき金額がある場合、解約申込日の属する月の翌々月末日までに返金します。

#### 4. (導入期間)

申込日から、最短 20 営業日としてします。なお、初めての申し込みの場合で前3項2)に該当するときは、初回振込料金のお支払いがあったことを確認した日を申込日として取扱います。

#### 5. (申し込みに必要な書類)

- 1)会社の登記簿謄本(IP 電話プラットフォームサービス等 申込み兼ねる)
- 2)ご担当者様の身分証明書(IP 電話プラットフォームサービス等 申込み兼ねる)
- 3)本サービスの利用用途を記載したもの
- 4)本サービスの利用予想トラフィック(通話分数)または料金

#### 6. (規約の変更)

本規約(料金を含む)は、予告なく変更されることがあります。

#### 7. (準用)

本サービスについて、本規約に規定のない事項につき、エリア契約約款 の規定を準用します。

#### 附則

(実施日)

本規約は、令和 6 年 8 月 19 日より実施します。